

## ◎佐賀県条例第14号

佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 産業廃棄物処理施設等の設置等（第10条—第19条）
- 第3章 県外産業廃棄物の搬入（第20条—第26条）
- 第4章 雑則（第27条—第30条）
- 第5章 罰則（第31条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、廃棄物の処理に関し、県、市町、事業者、産業廃棄物処理業者等、県民及び関係住民の責務を明らかにするとともに、廃棄物の処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手續その他必要な事項を定めることにより、地域住民の理解の下に廃棄物の処理に必要な施設を確保し、及び廃棄物の適正な処理を目指し、もって、現在及び将来の県内産業の発展並びに県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

##### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 県外産業廃棄物 県外において生じた産業廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けた者をいう。
- (5) 県外排出事業者 県外産業廃棄物を排出する事業者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。）をいう。
- (6) 産業廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
  - ア 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
  - イ 法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた者（これから許可を受けようとする者を含む。）が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設（アに掲げる施設を除く。）
- (7) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

- (8) 関係地区 次に掲げる地区をいう。
- ア 産業廃棄物処理施設等（一般廃棄物処理施設を含む。以下同じ。）の設置予定地の所在する地区
  - イ 産業廃棄物処理施設等の設置又は変更（以下「設置等」という。）による生活環境の保全上の影響が認められる地区
  - ウ その他関係市町長の意見を踏まえて知事が必要と認める地区
- (9) 関係市町長 前号に掲げる関係地区の所在する市町の長をいう。
- (10) 関係住民 関係地区の住民、関係地区内に土地を所有する者、関係地区の事業者等をいう。
- (11) 生活環境影響調査 法第8条第3項又は第15条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。

（県の責務）

**第3条** 県は、市町、事業者、産業廃棄物処理業者等、県民及び関係住民の協力を得て、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し必要な施策を実施するものとする。

（市町の責務）

**第4条** 市町は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力するものとする。

2 関係市町長は、県が行う産業廃棄物処理施設等の設置等の許可手続に関与し、当該施設等の設置等及び維持管理の方法について関係住民の理解が得られているかを勘案し、関係地区の適正な生活環境の保全が図られているかその他必要な事項について意見するものとする。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者は、事業活動に伴い生じた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用に努め、その適正な処理を行うとともに、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない。

（産業廃棄物処理業者等の責務）

**第6条** 産業廃棄物処理業者は、県民の生活環境の保全に配慮して産業廃棄物の適正な処理を行い、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない。

2 産業廃棄物処理施設等の設置者（これから設置しようとする者を含む。以下同じ。）は、計画段階から関係住民の理解を得ることに努め、当該施設等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分に配慮するとともに、関係住民の立場を尊重し、正確かつ適切な情報の提供を行わなければならない。

（県民の責務）

**第7条** 県民は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない。

（関係住民の責務）

**第8条** 関係住民は、産業廃棄物処理施設等の設置者の意見や説明を聴き、当該施設等の設置等に係る対応に臨まなければならない。

（産業廃棄物の県内処理の原則）

**第9条** 事業者は、事業活動に伴い県内において生じた産業廃棄物を県内で適正に処理するよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による処理が円滑に行われるよう、事業者に対し、必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。

## 第2章 産業廃棄物処理施設等の設置等

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議)

**第10条** 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設（以下「要縦覧等産業廃棄物処理施設」という。）に係るものに限る。）を受けようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があったときは、その旨を関係市町長に通知し、当該要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等に関して、土地利用の規制、関係地区の範囲その他規則で定める事項についての意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による協議があった場合において、規則で定めるところによりその内容を審査し、前項及び次条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）に規定する関係市町長の意見を踏まえ、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認め、又は関係法令の手続が必要であると認めるときは、許可申請予定者に対し、協議内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

4 知事は、第1項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(産業廃棄物処理施設の設置等に関する説明会の開催)

**第11条** 許可申請予定者は、前条第1項の規定による協議を行ったときは、関係住民に対し、要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等に必要となる生活環境影響調査の実施に関する説明会を開催しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 関係市町長は、前項の規定により許可申請予定者が行う説明会が適切に行われるように調整を行うほか、自ら必要と認める場合は説明会を開催することができる。

3 許可申請予定者は、第1項の説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所その他規則で定める事項を記載した説明会開催計画書を知事及び関係市町長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、許可申請予定者は、関係住民に対する説明会の周知その他当該説明会の開催のために必要な措置を講じなければならない。

5 許可申請予定者は、第1項の説明会の開催後速やかに、提出された意見の概要、当該意見に対し講ずる措置その他規則で定める事項を知事及び関係市町長に報告しなければならない。

6 関係住民は、第1項の説明会が終了した日から2週間以内に、知事及び関係市町長に対し、当該要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

7 知事は、第1項の説明会が開催されたときは、関係市町長に対し、4週間の期限を定めて、当該要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等に関して、生活環境影響調査の実施の可否その他規則で定める事項について生活環境の保全上の見地からの意見を聴くものとする。

8 許可申請予定者は、生活環境影響調査を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

9 許可申請予定者は、生活環境影響調査を実施したときは、関係住民に対し、当該要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等が生活環境に及ぼす影響に関する説明会を開催しなければならない。

10 第2項から第7項までの規定は、前項の説明会について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第9項」と、第3項及び第5項から第7項までの規定中「第1項」とあるのは「第9項」と、第7項中「生活環境影響調査の実施の可否その他規則で定める事項について生活環境の保全上の見地からの」とあるのは「生活環境影響調査の結果を踏まえた生活環境の保全上の意見その他規則で定める事項についての」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の結果通知)

**第12条** 知事は、第10条第1項の規定による協議に係る要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等の審査を終了したときは、その結果を許可申請予定者及び関係市町長に通知するものとする。

(生活環境の保全に関する協定の締結)

**第13条** 関係市町長及び関係住民は、産業廃棄物処理施設等の維持管理について、相互の理解及び信頼性の確保を図るため、産業廃棄物処理施設等の設置者に対し、生活環境の保全に関する協定の締結を求めることができる。

2 産業廃棄物処理施設等の設置者は、関係市町長又は関係住民から前項の規定による協定の締結を求められたときは、相互の理解及び信頼性の確保が図られるよう、適切に配慮しなければならない。

3 産業廃棄物処理施設等の設置者は、第1項の協定を締結したときは、速やかに、当該協定に係る協定書の写しを知事に提出しなければならない。

(許可申請後の説明会の開催)

**第14条** 法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請（要縦覧等産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をした者（以下「許可申請者」という。）は、法第15条第4項の規定による告示及び縦覧があったときは、関係住民に対し、当該要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等に関する説明会を開催しなければならない。

2 第11条第2項から第4項までの規定は、前項の説明会について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第14条第1項」と、同項から第4項までの規定中「許可申請予定者」とあるのは「許可申請者」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第14条第1項」と読み替えるものとする。

(関係市町長に対する意見聴取)

**第15条** 知事は、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可（要縦覧等産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、関係市町長に対し、4週間の期限を定めて、当該要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等に関して、生活環境の保全上の見地からの意見その他規則で定める事項についての意見を聴くものとする。

2 前項の規定による意見聴取は、法第15条の2第3項に規定する専門的知識を有する者の意見を聴いた後に行うものとする。

(関係市町長の意見書の提出)

**第16条** 関係市町長は、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可（要縦覧等産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）が行われるまでの間、随時、知事に対して当該要縦覧等産業廃棄物処理施設の設置等に関し意見書を提出することができる。

(産業廃棄物処理施設の譲受け等に係る事前協議)

**第17条** 要縦覧等産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 第10条（第1項を除く。）、第11条（第1項から第6項までに限る。）及び第12条の規定は、前項の規定による協議について準用する。この場合において、第10条第2項中「前項」とあるのは「第17条第1項」と、同項、第11条第6項及び第12条中「設置等」とあるのは「譲受け又は借受け」と、第10条第2項中「土地利用の規制、関係地区の範囲その他規則で定める事項」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条第3項中「前項及び次条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）」とあるのは「前項」と、同項、第11条第1項から第5項まで及び第12条中「許可申請予定者」とあるのは「産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者」と、第11条第1項中「前条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、「設置等に必要となる生活環境影響調査の実施に関する説明会」とあるのは「譲受け又は借受けに関する説明会」と、第12条中「第10条第1項」とあるのは「第17条第1項」と読み替えるものとする。

(許可申請予定者等に対する勧告)

**第18条** 知事は、許可申請予定者、許可申請者及び産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議の実施、説明会の開催その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項、第11条第8項又は前条第1項の規定による協議をしないとき。

(2) 第10条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指導に従わないとき。

(3) 第11条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。）、第9項又は第14条第1項に規定する説明会を開催しないとき。

(準用)

**第19条** 第10条から第12条まで及び第14条から前条までの規定は、法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けて一般廃棄物処理施設（政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設に限る。）を設置等する場合（当該施設を産業廃棄物処理施設としても使用することに伴い第10条から第12条まで及び第14条から前条までの規定が適用される場合を除く。）について準用する。この場合において、第10条第1項、第14条第1項、第15条第1項及び第16条中「法第15条第1項又は第15条の2の6第1項」とあるのは「法第8条第1項又は第9条第1項」と、第10条第1項中「第7条の2」とあるのは「第5条の2」と、同項及び第2項、第11条第1項、第6項、第7項及び第9項、第12条、第14条第1項、第15条第1項、第16条、第17条並びに前条中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「一般廃棄物処理施設」と、第14条第1項中「法第15条第4項」とあるのは「法第8条第4項」と、第15条第2項中「法第15条の2第3項」とあるのは「法第8条の2第3項」と読み

替えるものとする。

### 第3章 県外産業廃棄物の搬入

(県外産業廃棄物の処理)

**第20条** 県外排出事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「県外排出事業者等」という。）は、次条の規定による手続を経た場合において、知事が生活環境の保全上の支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときを除き、県の区域において県外産業廃棄物を処理してはならない。

2 知事は、県外産業廃棄物の搬入及び処理の状況等を踏まえ、県外排出事業者等に対し、必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る手続)

**第21条** 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で処理するために搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議又は届出（以下「協議等」という。）をしなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の協議等があった場合において、規則で定めるところによりその内容を審査し、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、県外排出事業者に対し、搬入の中止又は搬入しようとする県外産業廃棄物の数量若しくは搬入期間の変更その他必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

3 知事は、第1項の協議等があったときは、規則で定めるところにより、その結果を県外排出事業者に通知するものとする。

4 県外排出事業者は、前項の通知の写しを県外産業廃棄物の処理を委託しようとする産業廃棄物処理業者に交付しなければならない。

(県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の内容の遵守)

**第22条** 前条第1項の協議等を行った県外排出事業者は、当該協議等の内容を遵守し、県外産業廃棄物を処理しなければならない。

2 県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理業者は、前条第4項の規定により交付された通知の写しの内容を確認し、これに従って県外産業廃棄物を処理しなければならない。

(県外産業廃棄物の搬入に係る報告)

**第23条** 第21条第1項の協議等を行った県外排出事業者は、規則で定めるところにより、県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告しなければならない。

(県外産業廃棄物の処理状況等の公表)

**第24条** 知事は、規則で定めるところにより、第21条第1項の協議等及び前条の規定による報告の状況を公表するものとする。

(情報の提供)

**第25条** 県外排出事業者及び県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理業者は、関係書類の閲覧、産業廃棄物処理施設への立入り等、当該県外産業廃棄物の処理に関し利害関係を有する者への情報の提供のために必要な措置を講ずるよう努めな

ければならない。

(県外排出事業者等に対する勧告)

**第26条** 知事は、県外排出事業者又は県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県外産業廃棄物の搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第21条第1項の協議等を行うことなく県外産業廃棄物を搬入したとき。
- (2) 第21条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (3) 第22条の規定に違反して、県外産業廃棄物を処理したとき。
- (4) 第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

#### 第4章 雑則

(排水水の監視)

**第27条** 知事は、県民の生活環境の保全のため、産業廃棄物処理施設（政令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）及び一般廃棄物処理施設（政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）からの排水水について、規則で定めるところにより、調査するものとする。

2 知事は、前項の調査結果について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

(立入検査)

**第28条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者及び許可申請予定者に対し、産業廃棄物処理施設の設置等、産業廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可申請予定者（第19条において準用する場合に限る。）に対し、一般廃棄物処理施設の設置等に関し、必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告の公表)

**第29条** 知事は、第18条（第19条において準用する場合を含む。）及び第26条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

**第30条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

**第31条** 第28条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条、第29条及び第5章の規定は令和8年6月1日から、第3章の規定は令和9年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例の相当規定による施設設置等に係る事前協議の手続を終了したと知事が認める者については、この条例の相当規定によって当該事前協議その他の行為をしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際この条例の相当規定による生活環境影響調査に係る説明会又は生活環境影響調査が実施されたと知事が認める者については、この条例の相当規定によって当該説明会その他の行為をしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に生活環境影響調査を実施していると知事が認める者については、この条例の生活環境影響調査の実施に係る説明会その他の行為に係る規定は適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請をしている者についても、第14条から第16条までの規定を適用する。
- 6 前項の規定にかかわらず、この条例の施行前に、法第15条の2第3項に規定する手続が開始された許可申請者については、第14条の規定は適用しない。
- 7 第3章の規定の施行の際この条例の相当規定による県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手続をしたと知事が認める者については、この条例の相当規定によって当該事前の手続その他の行為をしたものとみなす。